

○野沢温泉村沿道景観維持に関する指導要綱

平成6年3月30日要綱第3号

野沢温泉村沿道景観維持に関する指導要綱

美しい景観は、潤いのある豊かな生活環境の形成や、人々の心をなごませ、地域づくりに大切な要素である。

本村は毛無山を頂点とし源を発する清冽な水は村をうるおし四季折々の山々は人々に安らぎと潤いを与え、温かな人情と豊かな感性を育ててきた。

この地域に暮らす私たちは、この美しい景観を保全し、地域にふさわしい新たな景観を創造していくものである。

(趣旨)

第1条 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)長野県屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号。以下「広告物条例」という。)及び長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号。以下「景観条例」という。)に定めるもののほか国・県・村道等の沿道景観維持に関して、必要な事項を定めるものとする。

(禁止区間)

第2条 別紙に掲げる区間の沿道には、道路に通過する者を対象とした広告物(屋外広告物又はこれを掲出する物件。以下「広告物」という。)を表示し、又は設置してはならないものとする。

(協議区間)

第3条 次の各号に掲げる区間の沿道に道路を通過する者を対象とした広告物を表示し、又は設置しようとする者は広告物等表示(設置)協議書(様式第1号)により村長と協議しなければならないものとする。

- (1) 主要地方道、一般県道のうち前条に定める区間を除く区間
- (2) 一級及び二級村道のうち前条に定める区間を除く区間
- (3) その他村長が指定する村道のうち前条に定める区間を除く区間

(指導基準)

第4条 前条の協議における指導基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の屋上に広告物等を設置してはならないものとする。
- (2) 屋根面を利用した広告物等は、設置しないものとする。
- (3) 建築物からはみ出す広告物等を設置する場合は、軒よりも高くなならないものとし表示面の総面積は5平方メートル以内とする。
- (4) 色彩については、周囲の景観と調和するように努めるものとする。
- (5) 独立広告物等は、周囲と調和できるような意匠及び色彩となるよう努め一の表示面積は5平方メートル以内とし、同一敷地内に広告物を連立する場合30m以上の間隔をあけるものとする。
- (6) 独立広告物の高さは、5メートル以下とする。
- (7) ネオン灯看板・点滅式電照看板類は設置しないものとし、フラッシュ電球回転等についても使用しないものとする。
- (8) 広告物等の材質は、できるだけ自然木又は、これに準ずる色調の材料とする。
- (9) 広告物等の地色は赤・黄の原色及び蛍光塗料は使用しないものとする。
- (10) 広告物等の色彩・デザイン等はおちついたものとし、地色を含め3色を限度とするものとする。ただし表面積の5分の1以内の大きさのシンボルマークはこの限りでない。
- (11) 一つにまとめた集合看板は、同一広告物とみなし前各号の規定を適用する。

(電気関係施設)

第5条 電気供給又は、電気通信のための施設を第2条に規定する区間の沿道に新たに設置しようとする者は、当該施設は目立たないよう配慮するものとし、地上に配線しようとするときは、電気供給(通信)施設沿道設置協議書(様式第2号)により、村長と協議するものとする。

(景観形成住民協定)

第6条 美しい沿道景観を維持するため、景観条例第18条に規定する景観形成住民協定を沿線住民及び地権者の協力と理解を得て締結するよう努めるものとする。

(適用除外)

第7条 屋外広告物条例第6条第1項(第3号アを除く。)に規定する広告物等及び道の駅(「道の

駅」の登録及び案内について（平成5年2月23日付建設省道企発第19号）に定める道の駅をいう。）の敷地内に設置する広告物等については第2条及び第3条の規定は適用しない。

（自己営業等における特例）

第8条 屋外広告物条例第6条第1項第3号アに規定する広告物等については、第2条の規定にかかわらず、同区間の沿道について第3条の規定を適用する。

（景観への配慮）

第9条 第2条及び第3条に規定する区間の沿道において、次に掲げる行為をしようとする時は、道路からの景観を損なわないよう配慮しなければならない。

- (1) 自動販売機等の設置
- (2) 廃車若しくは廃材の放置又は古タイヤの野積み
- (3) その他道路から景観を著しく損うおそれがある行為

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に第2条に規定する区間の沿道に設置されている広告物は、施行日から起算して3年以内に撤去するようにしなければならない。
- 3 この要綱施行の際、現に第3条に規定する区間に設置されている広告物は、施行日から起算して、1年以内に村長に承認を受けるようにしなければならない。
- 4 この要綱施行の際、現に第3条に規定する区間に設置されている広告物で、第4条各号に規定する基準に当てはまらない広告物は、本要綱の施行日から起算して10年以内に撤去するようにしなければならない。

別紙

路線名	区間
一般国道117号	市川バイパスの内飯山市と野沢温泉村の境界から東大滝橋（栄村との境界）まで
一般県道野沢・上境停車場線	一般国道117号市川バイパス湯沢川大橋交差点から村道1—4号線交差点まで
主要地方道飯山野沢温泉線	飯山市と野沢温泉村の境界から赤滝川橋
村道1—4号線	起点から終点まで全線
村道1—1号線	起点から終点まで全線
村道2—2号線	起点から終点まで全線
一般県道箕作飯山線	栄村の境界から野沢温泉村地籍内
村道豊郷70号線	一般県道野沢上境停車場線村道70号線交差点から終点まで
農道1号線	起点から終点まで全線

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第5条関係）